

寄付金による税法上の優遇措置について

寄付者が個人か法人で優遇措置が異なります。

【個人の方】

寄付金控除を受けるには、所轄税務書で確定申告を行ってください。

「当法人発行の受領書」と「証明書の写し」が必要です。

1. 所得税の寄付金控除（下記のABのどちらかを選択し、確定申告を行ってください。）

A 税額控除

寄付金額から2,000円を引いた額の40%を所得税額から直接控除されます。

※それが上限あります。

寄付金額・・・所得の40%が上限

所得税控除額・・・所得税額の25%が上限

※所得税率が高くない場合や少額寄付の場合、減税効果が大きくなります。

B 所得控除

寄付金額から2,000円を引いた額を課税所得額から控除できます。

所得控除後に税率をかけて所得が決まります。

※寄付金額の上限・・・所得の40%が上限

※所得に対して高額の寄付の場合や所得税率が高い場合、減税効果が大きくなります。

2. 住民税の寄付金税額控除

寄付をした翌年の1月1日の居住地の条例によって、

富澤学園への寄付が住民税の寄付金税額控除の対象と指定されている場合、

個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

※富澤学園が対象とされているかは、お住まいの自治体にお問い合わせください。

※都道府県の指定・・・山形県

市町村の指定・・・山形市ほか

参考 国税庁 個人が支出した寄付金の控除

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

参考 文部科学省 学校法人への寄附に係る税制優遇

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/shigakuzeisei.html

税の優遇措置については、

所轄税務署またはお住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。